第七百五十条第一項第一号を「第四項」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「地方税関係帳簿の」に、「地方税関係帳簿書類の」を「地方税関係帳簿について」を「地方税関係帳簿について」に改め、同項第一号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項又は第二項の」を「第一項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日に」を「同日に」に改め、「あつたもの」の下に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七百四十八条第一項の表第三号」を「第七百四十八条の表第二号」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とする。

第七百五十一条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類（」を「地方税関係帳簿（」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項」を「同条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第二項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、「又は第二項」を削り、「（地方税関係帳簿書類」を「（地方税関係帳簿」に改める。

第七百五十二条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「同条第一項の表第三号」を「同条の表第二号」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項の規定」を「同条の規定」に改め、「代え、又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係帳簿書類の保存に」を削り、「当該地方税関係帳簿書類」を「当該地方税関係帳簿」に、「同条各項」を「同条」に改め、同条第二項中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百五十条第三項第二号」を「第七百五十条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同条第五項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改め、同条第六項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改める。

第七百五十三条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改める。

第七百五十五条を次のように改める。

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第七百五十四条　第七百五十条から前条までの規定は、第七百四十九条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第七百五十条第一項	同条の承認を受けようとする場合には	、前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては、三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第七百四十八条の承認を受けている地方税関係帳簿についてをもつて電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に代える日（当該地方税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第四項において同じ。）の三月前の日までに
	が、当該承認	が、前条第一項の承認
第七百五十条第二項第二号	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第七百四十八条	前日	前条各項
第七百五十条第四項	前日	前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）
第七百五十一条第一項	第七百四十八条	第七百四十九条各項
	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿
	及び保存	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第七百五十一条第二項	第七百四十八条	第七百四十九条各項
	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿
第七百五十二条第一項	第七百四十八条	第七百四十九条各項
	同条の表第二号	第七百四十八条の表第二号
	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿
	同条の規定	第七百四十九条第一項の規定
	及び保存を	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を
	代えようと	代え、又は同条第二項の規定により電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようと
第七百五十二条第五項	第七百四十八条	第七百四十九条各項
前条第一項	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿
	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第七百四十八条	第七百四十九条各項